**○国土交通省告示第千五十七号**

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

| 免許番号 | 氏名 | 本籍の都道府県名 | 免許年月日 | 水先区の名称 |
|---|---|---|---|---|
| 第二〇四五号 | 佐藤　金光 | 秋田県 | 平成二十八年九月一日 | 秋田船川水先区 |

**○関東地方整備局告示第二百八十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百九十八号 | 市川市菅野四丁目一二三四番二地先から同市菅野三丁目一八一三番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |
| 〃 | 市川市平田三丁目一三九六番四七地先から同市平田三丁目一三九七番一〇地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 〃 |

供用開始の期日　平成二十八年九月十二日

**○関東地方整備局告示第二百八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

| 一般国道二百九十八号 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 〃 | 市川市菅野四丁目一二三四番二地先から同市菅野三丁目一八一三番三地先まで | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |
| 〃 | 市川市平田三丁目一三九六番四七地先から同市平田三丁目一三九七番一〇地先まで | 〃 |

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年九月十三日

**○近畿地方整備局告示第百三十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 神戸市長田区腕塚町九丁目四一番から同市西区平野町中津字小東山一二八九番一〇七まで | 前 | A　一三・七〇～一九・四〇 | 二四・六三三 | 上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B　二三・〇〇～三一・〇〇 | 一四・九一五 | |
| | | C　三六・〇〇～一九〇・〇〇 | 一四・六七〇 | |
| | | D　四六・四〇～四七・〇〇 | 四・四二四 | |
| | | E　四七・〇〇～一三四・〇〇 | 四・〇七九 | |
| | 後 | A　一三・七〇〇～一九・四〇〇 | 二四・六三三 | |
| | | B　二三・〇〇〇～三一・〇〇〇 | 一四・九一五 | |
| | | C　三六・〇〇〇～一九〇・〇〇〇 | 一四・六七〇 | |
| | | D　四六・四〇〇～四七・〇〇〇 | 四・四二四 | |
| | | E　四七・〇〇〇～一三四・〇〇〇 | 四・〇七九 | |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

**○中国地方整備局告示第九十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 下関市武久町二丁目五〇番三九から同市武久町二丁目五〇番五まで | 前 | 六五・〇〇～七九・三〇〇 | 〇・〇五四 |
| | 後 | 六五・〇〇～七〇・〇〇〇 | 〇・〇五四 |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第九十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 下関市筋川町六〇五番二から同市汐入町一一二五番一まで | 前 | 二二・〇〇～六九・五〇〇 | 〇・七〇六 |
| | 後 | 二二・〇〇～六九・五〇〇 | 〇・七〇六 |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第九十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十二日

中国地方整備局長　丸山　隆英

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二号 | 福山市神村町字坂本三〇一三番二から同市神村町字雨堤三三番一まで | 中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年九月十二日